# かけ橋とは・・・

農地と担い手をつなぐ… 消費者と農業者を

かけ橋

|期目就任にあたり



# 南魚沼市農業委員会 長 並 木 孝 夫

様より推薦をいただき、 会総会におい 去る7月20日 て、 の農業委員 委員の皆 会

長として2期目を務めることとなりました。重責では

として法定化されたことから、 年4月施行)により「人・農地プラン」が 昨年5月の「農業経営基盤強化促進法」の一部改正 (今 める立場に位置付けられました。 から「農地を動かす人」が主体となりました。さらに、 違反転用や遊休農地の発生防止が主体の「農地の番人」 により、「農地利用の最適化」が法定化されたことで、 ありますが3年間よろしくお願いいたします。 農業委員会の業務は、平成27年の農業委員会法改正 積極的に農地利用を進 「地域計画」



総会の様子

くお願いいたします。

業を守り発展させていきたいと思いますので、

合等の関係機関と情報を共有しながら、

南魚沼市の農

よろし

新潟県・農協・土地改良区・農業共済組

るのではないかと考えています。皆様のご理解とご協 加え、「多様な経営体 れています。 力をお願いいたします。 の実情や農家の意向を尊重した形で、 を受けて農作業を行う者」も含んでいますので、 込むこととなります。「地域計画」での担う者とは、 をお掛けいたしますが、 意向把握と話合いが重要となります。 「人・農地プラン」と違い、認定農業者等の担い手に 意向調査にご協力の程よろしくお願いいたします。 「目標地図」では、農地一筆ごとに担う者を落とし 地域計画」では、 目標地図」 「目標地図」の素案作成が求めら (兼業農家や半農半X)」、「委託 大切な調査とご理解いただき 作成に当たっては、 柔軟に対応でき ご負担とお手数

農地が耕作放棄地となりかねません。 地が発生しています。 近年、所有者が不明となる農地や相続放棄となる農 手をこまねいていると、 優良な

「耕せている農地を耕せるうちに耕せる人へつない

として、 付きの際は、 農地の早期発見と対応を心掛けています。 極的な参加をお願いいたします。 性農業委員が主体となり、小学5年生を対象とした「食 いよう、 たは事務局までお知らせください。 業者との 育出前授業」を年6校実施しています。 農業委員会では、 農業委員会では、 できるだけの対応に務めさせていただきます。 関係機関と協議し、 「意見交換会」を開催しています。 農業委員や農地利用最適化推進委員、 農地利用の最適化業務以外に、 「農地の番人」としてこのような 耕作者に不利益が生じな 「農地を動かす人」 さらに、各農 身近でお気 皆様 の積 ま

南魚沼市農業委員会への お問い合わせは

電話025-773-6664 FAX025-773-6710 E-mail nouchi@city.minamiuonuma.lg.jpまでお願いします。

## 薮神地区



樋口 隆 (1期目/名木沢)

# 浦佐地区



佐々木大輔 (2期目/浦佐)

# 大 和 地 域

利用最適化推進委員までご連絡ください。

お近くの農業委員・農地

# 期となりますのでよろしくお願いいたします。 適化推進委員が選任されました。 7月の改選により、 農業についてのご相談は、

19

人の農業委員と、

24

利

用 最









# 東地区



山﨑輝代 (2期目/山崎)



上 村 哲 (1期目/大倉)

# 大崎地区



田邉 浩 (1期目/大崎)

薮神地区



小幡武重 (1期目/九日町)

令和8年までの3年間の任 人の農地



城内地区



長 会 並木孝夫 (6期目/法音寺)

# 五十沢地区



大平泰弘 (3期目/野中)

# 六日町地区



片 桐 京 (2期目/西泉田)



篠田 猛 (2期目/六日町)

塩 沢

地 域

東地区



高橋 宏 (2期目/雷土新田)

# 中之島地区



荒川 敦 (2期目/八竜新田)

# 塩沢地区



会長職務代理 原澤 眞 (3期目/上十日町)



宮田京子 (2期目/天野沢)

# 大巻地区

域



西野徳光 (2期目/五日町)



中俣 渉 (2期目/野田)

# 上田地区



関 昭夫 (1期目/早川)



青木日出男 (1期目/長崎)



小林憲-(1期目/南田中)

## 薮神地区



志太要一 (2期目/市野江甲)



宫崎 実 (1期目/九日町)



浦佐地区

井口 博 (3期目/五箇)



晃 関 (1期目/浦佐)

大 和 地 域

## 東地区



櫻井 隆 (2期目/門前)



小林久雄 (1期目/山崎新田)



小杉 進 (1期目/水尾)



山田利広 (1期目/穴地新田)

# 城内地区



松田伸児 (1期目/藤原)

# 五十沢地区



山岸健一 (1期目/岩崎)



関 佐智 (1期目/宮)

塩 沢 地 域

# 六日町地区

大崎地区



牛木友哉 (4期目/小栗山)



勝又信行 (2期目/美佐島)

# 地 域

# 塩沢地区



片桐健二 (1期目/片田)



笛木正計 (1期目/栃窪)

# 大巻地区



島田徳敏 (2期目/宇津野新田)

石打地区



桑原宏太 (1期目/五日町)

城内地区



水澤利德 (3期目/麓)

# 上田地区



長谷川政-(2期目/長崎)



阿部 勉 (1期目/長崎)



幸次 林 (1期目/下一日市)



飯酒盃大祐 (1期目/上野)

中之島地区



髙村英男 (3期目/五郎丸)



星野覚雄 (1期目/万条新田)

# 農地の売買の貸借

令和5年4月1日の農地法改正により、 農地法第3条許可要件の1つであった下限 面積要件が廃止となり、農地を所有して いない方でも、新規に農地を取得したり、 借りたりすることが可能となりました。 但し下限面積以外の要件(下記)を、全 て満たす必要がありますのでご注意願い ます。

農地の取得(売買・貸借等)の際は農 業委員会窓口までご相談ください。

# 農地の売買・貸借等の許可要件

- ①「農地の全てを効率的に利用して耕作 を行うこと」
- ②「法人で所有権を取得する場合は、農 地所有適格法人であること」
- ③「耕作に必要な常時従事日数(原則年 間 150 日以上)を行うこと」
- ④「地域で効率的かつ総合的な利用の確 保に支障を生じるおそれがないこと」



# 農地の貸借、所有権の移転等は 農業委員会へ

- ○申請・届出は締切日までに全ての必要書類が整うよ うに、早めに準備を進めてください。
- ○行政書士でない者が、官公署に提出する書類の作成 を業として行うことは、法律で禁じられています。

申請月	申請締切日 (転用は括弧内)	総会予定日	開会予定時間	総会会場
9月	9月8日 (9月5日)	9月25日 (月)	午前9時	市役所 大和庁舎 旧議場 (3階)
10月	10月10日 (10月5日)	10月25日 (水)	午前9時	
11月	11月10日 (11月6日)	11月27日 (月)	午後2時	
12月	12月8日 (12月5日)	12月25日 (月)	午前 9時30分	
1月	1月10日 (1月5日)	1月25日 (木)	午後2時	

農業委員会総会は月に1回開催され、農地の権利移 動や農地転用の許可などを審議します。

農地転用関係は申請締切日が毎月5日 (閉庁日の時 は翌開庁日)、それ以外の申請の締切日は毎月10日(閉 **庁日の時は直前の開庁日)が締切日となります。** 

※農業委員会総会は公開されており、傍聴が可能です。開催日時 などが変更になることもあるため、農業委員会事務局までご確認 ください。

# **農地パトロ**

反転用発生防止及び早期発見・是正対策の 結果を取りまとめて、 め、農地パトロールを実施しています。 農地の実態把握と発生防止 農業委員会では、 年、 第1回。 パトロールを8月下旬に行 農地 2 回 利用の総点検、 目 の 解 パ 消、農地 1 口 1 の違 遊 ル

年内に実施予定です。

をお願いします。

ていただくこともあるため、

トロールの際には、

農地内に立ち入ら

ご理解とご協

ールを実施 ます

※無断転用や計画どおりの転用がされていない 場合、農地法違反で、罰金および工事の中止、 原状回復などが命じられる場合があります。

# の無断転用は

には、 や資材置場などとして使用するような場合 蜒 農地に住宅などを建てる、農地を駐車場 事前に農地法の許可を得る必要があ 農地法違反で

どの農業用施設を建てる場合にも事前の許

農地に農作業所や農機具格納庫

可(敷地面積が200㎡未満の時は届

出

が必要です。

会事務局にご相談ください

転用の計画がある際は、早めに農業委員

ります。

また、

新 旧 主任 上 呵 村 部 洋 祐 貴 転出 (転入)

月1日付で事務局員の異動がありました。

お

知

5